

令和4年（2022年）版

緊急小口資金・総合支援資金  
（特例貸付）を借り入れた方へ  
～償還免除のご案内～

あなたが借りた緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）は、令和5年（2023年）から償還（借りたお金を返すこと）が始まります。この資金は、国の定めた要件（条件）にあてはまる場合、「償還免除（返す必要がなくなる）」になります。あなたが「償還免除」になるかどうか、よく読んでお手続きしてください。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

# 1 償還免除の手続きについて

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年に行うことになっています。

令和4年(2022年)に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金(初回貸付)」です。

※今回は赤枠で囲んでいる資金が対象(令和4年3月迄の貸付申請)

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 (初回貸付: 1か月~3か月目)	総合支援資金 (延長貸付: 4か月~6か月目)	総合支援資金 (再貸付)
償還免除の手続きをする年	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

総合支援資金の延長貸付、再貸付については、令和5年(2023年)以降にお知らせします。

# 2 令和4年(2022年)に償還免除になる条件について

令和3年度(2021年度)、または令和4年度(2022年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」の両方とも、「同じ年度」の「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」の場合、償還免除になります。

# 3 償還免除の申請方法

- 申請期間 令和4年(2022年)6月~8月31日(当日消印有効)  
※「申請期間」を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できませんのでご注意ください。
- 申請先 社会福祉法人福島県社会福祉協議会  
※この文書と一緒に入っている封筒に入れて、郵送してください。
- 必要書類
  - ①免除申請書(同封している書類、借りた資金ごとに必要です。)
    - ア. 緊急小口資金:ピンク色の免除申請書
    - イ. 総合支援資金(初回貸付):薄緑色の免除申請書
  - ※①アとイ両方の免除申請をする人は、②と③も2枚必要です。  
片方はコピーでも構いません。
  - ②世帯全員の住民票(世帯全員が載っていて、世帯主の氏名・続柄がわかり、免除申請時から3か月以内に発行したもの)
  - ③住民税課税証明書(または非課税証明書)
    - ※「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」の両方とも「同じ年度」の発行のもの。(借りた人と世帯主が同じ場合は1部)
    - ※「課税証明書」の「課税額」の欄が「ゼロ」であること。空欄は不可。

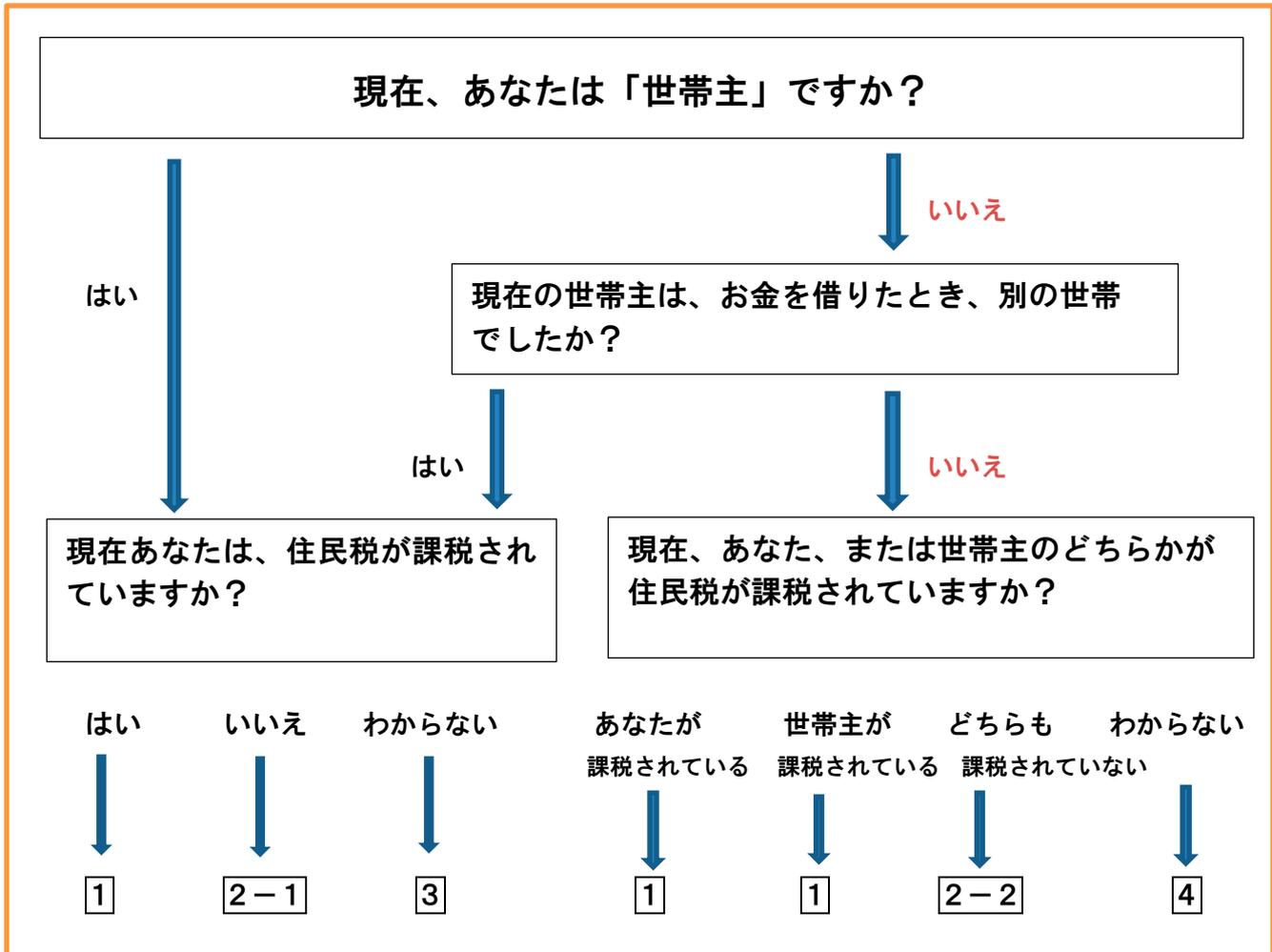
## 「課税証明書」(または非課税証明書)

令和3年度: 令和3年6月頃に発行可能となる証明書(令和2年1月~12月分の所得が記載)

令和4年度: 令和4年6月頃に発行可能となる証明書(令和3年1月~12月分の所得が記載)

## 4 償還免除になるかどうか？（2の償還免除の確認）

償還免除の条件に当てはまるかどうか、確認してください。



1 令和4年(2022年)6月以降に、市町村(役所)の税務課等に確認してください。  
令和4年度(2022年度)に「住民税非課税」となった場合は、償還免除の対象になります。

2-1 あなたが「住民税非課税」なので、償還免除の対象です  
2-2 あなたと世帯主が「住民税非課税」なので、償還免除の対象です } 3の償還免除申請を参考に手続きへ

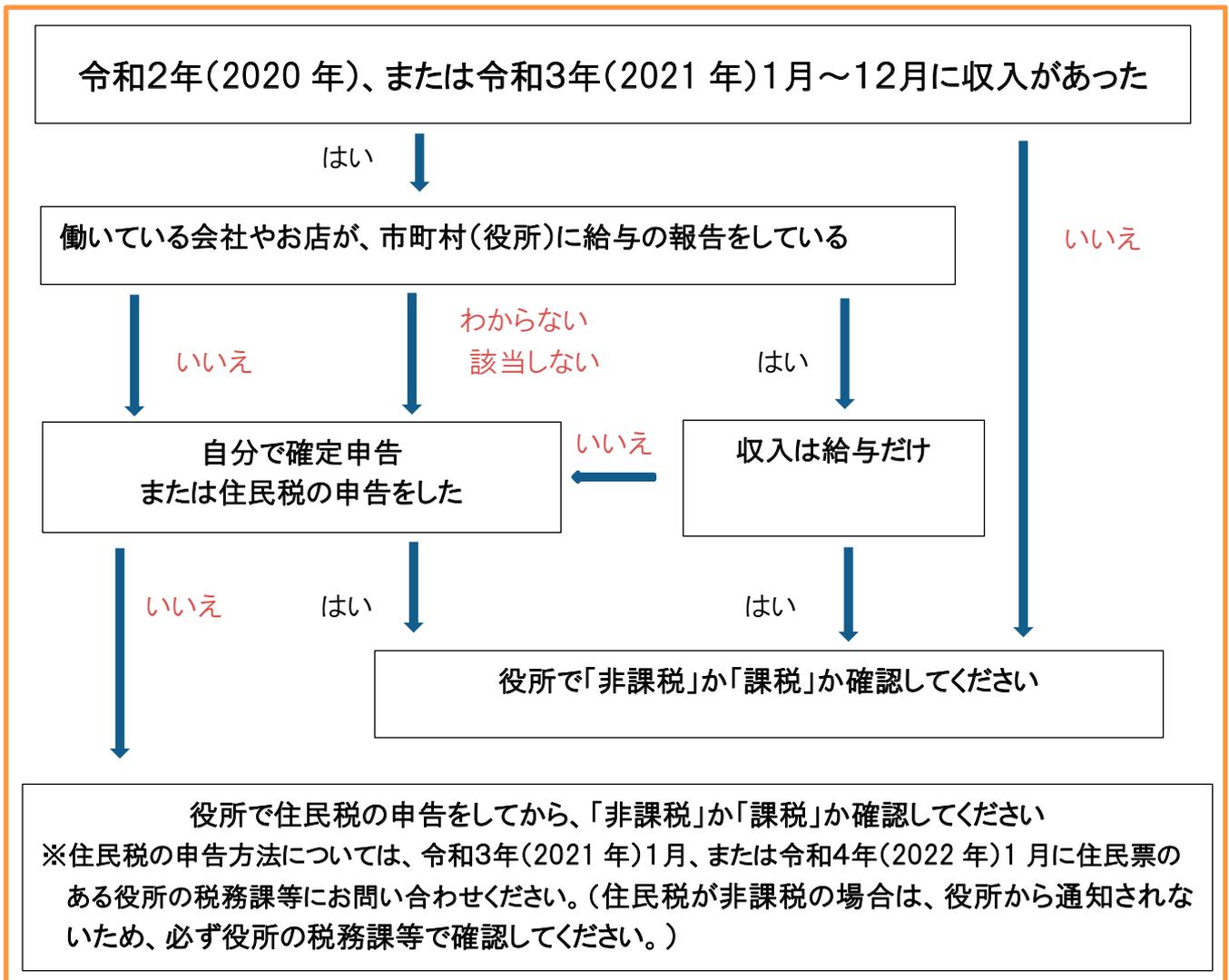
3 あなたが「住民税非課税」かどうか確認してください

4 あなたと世帯主が「住民税非課税」かどうか確認してください

※令和3年(2021年)1月、または令和4年(2022年)1月に住民票があった市町村の役所で手に入れることができます。市役所・役場の税務課等で確認してください。

## 5 住民税について確認するには

※収入が年金だけの場合は、役所で「非課税」か「課税」か確認してください。



## 6 償還免除申請の手続きの結果は？

- 令和4年(2022年)10月頃までに、償還免除になったかどうか、文書でお知らせします。  
※文書が届くまでお待ちください。免除結果についてのお問い合わせはご遠慮ください。
- 償還免除にならなかった人は、あなたの銀行口座から毎月引き落とし または、払込票でお支払いいただきます。口座引き落としを希望する場合は、引き落としをする口座を届け出てください。

## 7 問合せ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域福祉課(生活支援室)

電話 024-523-1250(午前9時～午後5時まで)

※土、日、祝日、年末年始を除く